

5G導入促進税制の見直し・延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

見直し・延長

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、特に地方での基地局整備を加速化すべく制度を見直した上で、適用期限を3年間延長し、税額控除率を階段状にすることで、今後3年間での集中的な整備を促進する。

改正概要 【適用期限：令和6年度末まで】

全国・ローカル5G導入事業者



5Gシステム導入計画 (主務大臣の認定)
 事業者 (全国・ローカル5G導入事業者) が提出する以下の基準を満たす計画を認定
<認定の基準>
 ①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性



計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、課税の特例 (税額控除等)

<課税の特例の内容> 控除額は当期法人税額の20%を上限

対象事業者	税額控除		特別償却
全国5G導入事業者	条件不利地域 ※1	令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%
	その他地域	令和4年度：9% 令和5年度：5% 令和6年度：3%	
ローカル5G導入事業者		令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%

<対象設備>

- 全国5Gシステム※2、3
 - 基地局の無線設備 (屋外に設置する親局・子局)
- ローカル5Gシステム※4
 - 基地局の無線設備
 - 交換設備
 - 伝送路設備 (光ファイバを用いたもの)
 - 通信モジュール

※1 別途定める過疎地域等の条件不利地域を指す
 ※2 マルチベンダー化・SA (スタンドアロン) 化したものに限る
 ※3 その他地域については、多素子アンテナ又はミリ波対応のものに限る (令和5年度末まで)
 ※4 先進的なデジタル化の取り組みに利用されるものに限る